

「緊急小口資金特例貸付」について（中国語）

关于「緊急小口資金特例贷款」

1. この「緊急小口資金特例貸付」は、
「コロナウイルスのために収入が減った、仕事が見つからない、仕事をやめさせられた」
人がお金を借りる制度です。20歳になっていない人は、お金を借りられません。
这个“紧急小口资金特例贷款”是为因新冠病毒收入减少、找不到工作或者被解雇这样的人提供借款的制度。没有到20岁的人，不能贷款。
2. 在留カードの期限が切れている人は申込みできません。
在留卡期限过期的人不能申请。
3. 借りられるお金は100,000円です。もっと必要な人は200,000円借りられます。
借款金额为100,000日元。如果还需要可以借200,000日元。
4. お金を借りたあと、1年後から返し始めます。その後、2年以内にお金を返します。
借到钱以后，一年以后开始还钱，在两年之内返还借款。
5. お金を全て返すまで日本にいない人は、お金を借りることができません。
在离开日本前，如果不能把全部的借款返还的人，不能借款。
6. お金を借りても利子はありません。保証人もいません。
借款没有利息，也不需要保证人。
7. 申込書に「うそ」を書くと、お金を借りられません。
如果填写申请表有虚假的情况，将不予借款。
8. 必要な書類
①在留カード、②通帳、③パスポートか健康保険証、④印鑑（はんこ）、⑤住民票
需要提交的材料
① 在留卡 ②银行存折 ③护照或健康保险证 ④印章（图章） ⑤住民票
9. 日本語が書けない人は、他の人に書いてもらうことができます。
「借用書（全部）」と「借入申込書（署名欄）」は自分で書きます。
不会写日语的人，可以请他人代笔。
「借用書（全部）」和「借入申请表（署名栏）」由本人亲笔书写。